

6. 我が国および発展途上国への示唆

(1) 東アジアの投資関連法制

先進国の投資制度から我が国および発展途上国に対する示唆を検討すべく、まずは東アジアを中心とする投資関連の法制度を俯瞰する。

1) 国際フォーラムでの議論

投資に関しては、国際的なルール化が実現に至っていない。世界貿易機関（WTO）においては、(i) 貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs 協定）（ローカルコンテンツ要求・輸出要求・輸出入均衡要求等の内国民待遇、数量制限の一般的禁止に反するパフォーマンス要求を違反と規定している）、(ii) サービス貿易自由化協定（GATS）（越境取引等とともに、拠点を通じたサービス提供（サービス分野の投資自由化）をも規定の対象範囲とし、最恵国待遇や透明性確保等の一般原則を規定するとともに、内国民待遇および市場アクセスを各国が約束し自由化交渉の対象としている）といった限定的な取組みがあり、(iii) さらに、「貿易と投資の関係に関する作業部会」において投資ルールの要素に関する議論が行われてきたが、2004年の段階で今次 WTO 交渉（ドーハアジェンダ）での交渉は断念されている。

OECD（たとえば OECD 多国籍企業ガイドライン¹¹⁶、国際投資委員会¹¹⁷）や APEC における国際ルール化を伴わない検討が行われている。拘束力を持つ枠組みとしては、二国間投資協定（BITs）および自由貿易協定（FTAs）によって原則が規律されている。

2) 主要アジア各国の投資に関する法制度の現状

インドネシア

投資に関しては、インドネシアでは、外国からの直接投資受入に関する分野横断的な法令として、1967年外国投資法を定めている。1994年には同法を改正する政令（外国投資企業における資本所有の条件に関する政令第20号）により、従来の外国出資比率規制、資本移譲義務、最低投資額規制が廃止されるとともに、外資100%での進出が可能になった¹¹⁸。さらに、1996年には輸出商社の外資100%出資を許可、外資製造業社による自社製品の直接の国内卸売りを許可、1998年には外資への小売業開放および一般輸入業開放¹¹⁹など、規

¹¹⁶ <http://www.oecd.org/dataoecd/25/26/35150230.pdf>

¹¹⁷ http://www.oecd.org/about/0,2337,en_2649_34863_1_1_1_1_1,00.html

¹¹⁸ 東京三菱銀行・UFJ銀行『投資ガイドブック・インドネシア』2005年。

¹¹⁹ 日本アセアンセンターHP（<http://www.asean.or.jp/invest/guide/indonesia/1-03.html>）

制緩和を進めている。2000年の大統領令第96号及び第118号による投資規制対象業種(いわゆる「ネガティブリスト」)の改正では、ビジネスサービスや医療サービスなどの分野で外資の導入が進められた。なお、外資系100%の場合には事業開始の15年後には株式の一部をインドネシア人に譲渡する義務があるが、インドネシアと外資の合併の場合にはこの義務はない。また、土地所有権はインドネシア国籍を持つ個人にのみ認められている¹²⁰。

マレーシア

マレーシアでは、1960年代後半に既に投資奨励法(1986年からは投資振興法)を施行し、外資誘致政策を進めてきた反面、1971年から開始された新経済政策において、ブミプトラ(主としてマレー人からなる先住民族)の経済的地位を高めるため、ブミプトラへの資本割当て等の優遇制度が導入され、一部、今日の政策にも引き継がれている¹²¹。

マレーシアでは、法律上明示された業種規制はないが、外国投資委員会による出資比率ガイドラインが存在する。同ガイドラインは類似見直しが行われてきたが、最近では、2003年にマレーシア政府が発表した景気刺激策の一環として、外資規制を緩和している。具体的には、同ガイドラインを見直し、従来設けられていた「外資30%、非ブミプトラ内国資本40%、ブミプトラ資本30%」とする出資比率規制について、ブミプトラ資本30%を除き、最大70%まで外資の出資を認めた。さらに、100%外資出資を認められる場合もあるという¹²²。また、外資による地場企業株式取得に関するFIC認可基準額を従来の500万リンギから1,000万リンギに引き上げた¹²³。また、同じ2003年、製造業における出資比率政策を変更し、全ての製造業の外資出資規制が撤廃された¹²⁴。なお、1975年工業調整法に基づき、一定規模以上で製造業の投資を意図する企業はマレーシア工業開発庁に申請し、認可を受けなければならない¹²⁵。

フィリピン

フィリピンでは1991年外国投資法(共和国法第7042号。1995年に共和国法第8179号により改正)によって、40%の外資出資比率規制が優遇措置の適用を受けない外国投資の進出と外資による事業に対して適用される。この法律は改正により外国投資に対する規制が緩和され、新しい企業に対する最低払込資本が50万米ドルから、20万米ドルもしくはその企業が先端技術を扱うか50人以上の直接雇用者を雇っている場合は10万米ドルに引き下

¹²⁰ 東京三菱銀行・UFJ銀行、前出。

¹²¹ 東京三菱銀行・UFJ銀行『投資ガイドブック・マレーシア』2005年。

¹²² マレーシア日本人商工会議所 (<http://www.jactim.org.my/support/guideline.php>)

¹²³ 2003年6月6日通商弘報 (<http://www3.jetro.go.jp/jetro-file/search-text.do?url=13000134>)、東京三菱銀行・UFJ銀行、前出。

¹²⁴ 日本アセアンセンター (<http://www.asean.or.jp/invest/introduce/malaysia/>)、

¹²⁵ 東京三菱銀行・UFJ銀行、前出。

げられ、ネガティブリストも縮小された¹²⁶。

シンガポール

シンガポールには外資に関する規制法はなく、国内企業と同様の法が適用される。投資に関しては、経済拡大奨励法（1967年）、会社法（1971年）、製造業規制法（1959年）等によって規定される。経済拡大奨励法は、投資奨励分野及び優遇措置を規定している。1978年、1984年の改正により、最低投資額の制限が撤廃されるなどの規制緩和が進められている¹²⁷。

シンガポールにおける法人企業、外資系企業の設立・登録、運営、清算等は会社法によって規定されている。2004年1月に施行された最近の改正では、最低役員数の緩和、事務所外側への社名表示義務の廃止、電子上の会議召集の承認などの面で規制緩和が図られている¹²⁸。また、個人事業と共同経営に関しては事業登録法に基づいて登録等が求められる¹²⁹。

タイ

タイにおける外国人による投資については、2000年3月から施行された外国人事業法が現行法となっている。これは、外国企業が同法の付記細目に定められた業種の事業を営むことを禁じるものであり、3分類43業種について外国人の参入を原則禁止している。たとえば、マスコミ、稲作、畜産等は「特別な事由で」、火薬や爆発物、金・銀等の加工、岩石採掘等は、「国家安全保障、文化、天然資源等保持の観点から」、植林、会計・法務サービス、小売、広告サービス等は、「地場企業の競争力が未成熟なため」に、それぞれ原則禁止となっている。なお、同法の規制業種はサービス業に限られており、製造業に対する規制は含まれない¹³⁰。

1977年投資促進法（1992年改訂）では、奨励業種への内外投資家を税金面で優遇する奨励措置を規定する。この下位法として、投資委員会（BOI）布告として、「仏暦2543年（2000年）No.1投資奨励の政策および原則の件」が同年8月に発表されている¹³¹。

中国

中国では、改革開放以来、外国からの対中投資の促進に積極的であり、WTO加盟後も概ね同様の外資政策を採っている。外国からの中国への直接投資は「外商投資」と呼ばれている。法的には、「外商投資の方向を指導する規定（外商投資ガイドライン）」によって外資の導入に関する一般的な指針を規定し、加えて業種毎の「外商投資産業指導目録（投資

¹²⁶ 日本アセアンセンター（<http://www.asean.or.jp/invest/invest/philippines/index.html>）

¹²⁷ 東京三菱銀行・UFJ銀行、前出。

¹²⁸ リソナ銀行アジアニュース、2004年9月。

¹²⁹ 日本アセアンセンター（<http://www.asean.or.jp/invest/guide/singapore/06-1.html>）

¹³⁰ 東京三菱銀行・UFJ銀行『投資ガイドブック・タイ』2005年。

¹³¹ 日本アセアンセンター（<http://www.asean.or.jp/invest/introduce/thailand/new.html>）

リスト)」がある。このリストでは各業種を「奨励類」「許可類」「制限類」及び「禁止類」に分類している。投資ガイドラインと投資リストが初めて公布されたのは 1995 年であり、その後、WTO 加盟後の 2002 年に新たな投資ガイドラインが施行されるとともに、投資リストも改訂された。その後、新たな投資リストが 2004 年 11 月に公布、2005 年に施行されている。最近の投資リスト改正で規制が緩和されたのは、電子装置の製造や大型ディスプレイの部品製造など中国国内での需要が高まっている分野が奨励類に分類された点、ラジオ・テレビ番組制作等サービス業などの新規参入可能分野が拡大された点である。他方で、投資過剰を防止するなどの目的から規制が強化された分野もある¹³²。

韓国

韓国において投資法は 1980 年代初め頃から始まった経済自由化の一環として導入された。先ず、80 年代前半には外資導入法が導入され、それまで外資の直接投資を認めている業種のみを列記したポジティブ・リスト方式をとっていたのが、規制業種のみを規定するネガティブ・リスト方式へと転換された。また、会社の外国人持分比率の上限が一律 50%とされていたが、外資導入法及びその他の個別業法等によって業種間の上限の差異が設けられた。さらに、1992 年からは原則として認可制だった外国人投資が、原則届出。例外認可へと転換された。1997 年 11 月の経済危機を受けて、外資導入法および外国為替管理法は廃止され、外国人投資促進法が制定された¹³³。同法は、投資金額及び投資出資比率など一定の条件を満たす外国人による投資を促進することを目的としている（条件に該当しない外国人投資は外国為替取引法の適用を受ける）。なお、現在、韓国の外国人投資に対するネガティブリストでは、防衛産業、エネルギー、農業など、63 業種への外国人投資の制限が規定されている¹³⁴。

日本

戦後、外資の流入を抑えるために、外国為替及び外国貿易管理法（外為法）の特別法として「外資に関する法律」（外資法）を 1950 年 5 月に公布した。その後、60 年代には、OECD 加盟など国際社会への復帰を目前に、外資出資比率規制の緩和等、外資導入規制を緩和し始めた。本格的な対日直接投資の自由化は、1967 年から始められた。67 年の自由化を第 1 次として 73 年の第 5 次自由化まで段階的に進められた。1979 年には、外為法が全面改正され、外資法が廃止されたうえで、資本取引は「原則禁止」から「原則自由」へと大きく転換した。このときに施行されたのが、現行法である外国為替及び外国貿易法（いわゆる「外為法」）¹³⁵（昭和 24 年 12 月 1 日法律第 228 号）（第 5 章 対内直接投資等）である¹³⁶。

¹³² 射手矢・石本『中国ビジネス法必携 2005/2006』ジェトロ、2005 年、19～20 ページ。

¹³³ 小林、前出、21～22 ページ。

¹³⁴ 金・張法律事務所『韓国投資 Q&A』

¹³⁵ 外為法は、1998 年に外国為替公認銀行制度の廃止等を柱とするより一層の自由化が行われ、名称から「管理」の文言も削除された。

その後、日本の投資政策は投資誘致積極策を中心に展開される。1994年には内閣総理大臣を議長、経済財政政策担当大臣を副議長とする閣僚レベルの「対日投資会議」が立ち上げられ、投資促進施策を受けて2003年には「Invest Japan」といわれる対日直接投資総合案内窓口が設置された¹³⁷。日米¹³⁸、日 EC などの経済協定の枠組みでの投資に関する議論など、様々な枠組みで投資促進に向けた取組みが行われている。また、11カ国との間に二国間投資協定を締結している¹³⁹。

【参考】アジア各国の投資制度に対して産業界が指摘する問題点

各国に残存する外資参入規制に対しては、産業界はかねてより円滑な事業展開の障害となっているとの指摘を行っている。たとえば、中国における投資ガイドラインによる規制（特にサービス分野）、インドネシア、フィリピン、タイ、韓国における外資出資比率規制、タイにおける最低資本金規制、あるいは各国における通信、流通といった個別分野の規制などに対しては、改善の要望があげられている。

また、退出に関しては、中国における合併企業の解散には、役員会の全会一致決議や政許認可機関の許可を要すること、タイにおいて、政府に廃業の承認が受容されないこと、撤退ルールの不透明であることなどが指摘されている¹⁴⁰。

(2) 先進国の外資規制に関する現状を踏まえた我が国および途上国への示唆

1) 先進国の外資規制に見る傾向

第1章から第5章まで、主要先進国及びEUにおける対内直接投資に関する規制状況を見てきたが、そこには以下のようないくつかの傾向が見て取れる。

(a) 対内直接投資の原則自由

先進各国に共通しているのは、海外からの直接投資は国内経済にとって歓迎すべきものであるという考え方であり、一部の例外を除いては対内直接投資を規制すべきではないという原則である。このことは、各国が経済的理由による外資規制を禁じていることに端的

¹³⁶ 株式会社日経リサーチ『対内直接投資自由化に係る日本の経験と日本からの対外直接投資の現状等に関する調査』2005年。

¹³⁷ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/j_investment/j_invest.html

¹³⁸ たとえば、「成長のための日米経済パートナーシップ」の「投資フォーラム」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/pship_g.html#05

¹³⁹ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/investment/bi_multi.html

¹⁴⁰ 貿易・投資円滑化ビジネス協議会『各国・地域の貿易上の問題点と要望』2004年および2005年新規意見 (<http://www.jmcti.org/mondai/new2005.html>)

に表れており、ボーダーレス化が進んでいる世界経済の中で、経済的理由によって外資規制をすることは、自国企業の国際市場での活動にマイナスであるとの認識が浸透しているということでもあろう。

(b) 国家安全保障分野における外資規制

他方で、各国とも原則自由の例外として外資規制を導入している。その一つは、米国のエクソン・フロリオ条項に代表される国家安全保障上の理由による外資規制であり、先進国では一般的に採用されている。対内直接投資を資本移動の自由の一形態として捉え、原則自由を打ち出している EU においても、国家安全保障上の理由があれば加盟国が対内直接投資を規制することは認めており、それを受けて独、仏では防衛関係分野で包括的な法規制を行っている。唯一異なる対応をしているのは英国だが、これはもともと防衛産業市場自体が小さく、英企業は生き残りをかけて海外市場に飛び出した結果、他国に規制緩和を求めなければならず、逆に国内市場を規制することができなくなったという特殊事情があるからであり、重要な企業 2 社については黄金株を使って外資の出資規制を行っている。

なお、国家安全保障に関しては、今日、情報通信等の分野における技術革新、米国連続テロ事件（2001 年 9 月 11 日）を初めとするテロ事件の発生、マネーロンダリング等の深刻化などをうけ、国家安全保障の概念やそれへの脅威のあり方が変化している。こうした状況に対応すべく、フランスでは 2005 年末に新たな外資規制に係る政令が公布された。他方で、米国ではエクソン・フロリオ条項の下で安全保障の定義を設けないという方法により対応している。対内直接投資に関しては、各国とも国家安全保障を如何に定義し、それへの脅威をいかなる方法で検証するかという難しい問題に直面している。

(c) 公益性の高い分野における投資規制

二つ目の例外分野としては、公益性の高い分野が挙げられる。米国は航空、海運、原子力エネルギー、銀行、保険といった公益性の高い分野で外資規制を認めているし、EU も判例法によって、公益性の高い事業については各加盟国が外資規制を行うことを認めている。但し、航空や原子力エネルギー等の分野に関しては、安全保障の観点も規制の根拠として掲げられており、公益性を理由とした外資規制と国家安全保障を理由とする例外との境界、あるいは、産業政策を理由とする例外との境界線は必ずしも明確なものではない。したがって、公益性を理由とする例外をどこまで認めるか、如何に定義付け得るかについては議論のあるところであろう。

米国においては、主として役員の国籍要件・居住要件を手段とする、より幅広い公益性

を理由とした規制が認められており、銀行や保険といった金融業における外資規制はその好例であるといえよう。他方で、EU では、公益性を理由とした外資規制の範囲を極力狭めようというスタンスであり、たとえ石油や電気といった公益性が認められる事業であっても、規制手段が「応分の原則」に該当しなければ規制を認めない。さらに、米国でもニューヨーク州政府においては、知事直轄の機関として規制改革局が設けられ、新規に導入される全ての規制の必要性を一元的に審査し、必要性が認められない場合、または弊害が多い場合には新規の規制の導入を認めない体制をとっているという事例もある。

2) 日本に対する示唆

日本についても他の先進国同様、原則として対内直接投資は自由という立場をとっており、例外的に規制を設ける対象としては国家安全保障上の理由か、公の秩序の維持を理由としたものに限られる。また、一部の産業（農林水産業、皮革及び皮革製品製造業、鉱業、石油業）において OECD 資本自由化コードを留保しているという現実がある。これは国内産業の事情等に配慮した規制であり、安全保障上の理由とともに経済的理由による外資規制と理解される。他の先進国が経済的理由による外資規制の削減、撤廃に向かうなか、日本としてもこうした外資規制の自由化を求められる可能性がある。

3) 途上国に対する示唆

上述の途上国における外資規制の状況を見て分かれるとおり、先進国との大きな違いは国内産業保護を目的とした外資規制の存在である。これらの途上国においては、業種横断的、あるいは業種別の外資出資比率の制限、最低資本金規制、役員や従業員の国籍要件等、様々な様態で外資規制が存在している。一部の製造業や観光サービスなど外資を呼び込み競争力を強化したい分野では制限を撤廃しているのに対して、流通業、金融業など自国産業の競争力が低い分野においてはとりわけ規制が残される傾向にある。現在、こうした途上国における投資制限的な傾向は、WTO における自由化交渉や、近年盛んになっている自由貿易協定 / 経済連携協定(FTA/EPA)交渉を通じて規制撤廃の方向に向かいつつある。

しかし、先進国の多くが経済的理由による外資規制を放棄しているという一事をもって途上国もそうした規制をすぐに撤廃すべきであるとの示唆を出すことについては議論の余地があろう。実際多くの先進国では、つい最近まで一部の産業を保護するために外資規制をとっていたし、また日本を含む先進国においても、自由化は戦後、段階的に進められてきており、未だ経済的理由による外資規制を継続している国もある。経済のグローバル化が進む中、今後とも途上国は FTA/EPA 交渉などを通じて自国産業の保護など経済的理由による外資規制の緩和を迫られることが予想される。こうした外資規制の緩和に対

応すべく、途上国はそれを見据えて、国内産業の育成策等十分な準備を行うことが必要であり、投資規制撤廃に関する段階的な措置を活用するとともに、途上国政府・産業界のキャパシティ向上に資する支援活動が行われることが期待される。

なお、今日、経済的な投資規制の撤廃を進めた先進国においては、結果として安全保障確保のための規制のみが残されつつあり、如何に効果的に安全保障を確保するかという点が、対内投資政策の中心的な課題となっている。今後、途上国においても、段階的な投資自由化の実現を進める過程で、国家安全保障に必要な規制措置を確実に残していくことが求められる。そこで、先進国が対内投資の規制緩和を進めながらも、国家安全保障目的の規制を維持ないし拡充している現状を参考にすることが有用と考えられる。